

鳥取大学合気道規約

第一章 名称

第一条 この会は鳥取大学合気道部と称す。

第二章 所在地

第二条 この会の本部を師範宅(岡山市京山)におき、支部として、鳥取大学合気道部室におく。

第三章 目的

第三条 この会は、会員相互の親睦と、日本伝来の合気道の発揚に努めもって、その普及発展を図るを目的とする。

第四章 事業

第四条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 月一回、師範のもとで稽古を行う。
- 二 その他、この会目的達成に必要なこと。

第五章 会員

第五条 この会の会員は次の二種とする。

一 正会員

正会員は鳥取大学生とする。

二 特別会員

特別会員は、会の発展上、会員とする必要を認め幹部会の決議により推薦したる者とする。

第六章 役員

第六条 この会に次の役員をおく。

- 一 主将 一名
- 二 副将 一名
- 三 内務 一名
- 四 外務 一名
- 五 会計 一名
- 六 その他臨時に主将が必要と認めた幹部

第七条 主将は、会を代表し会務を総理する。

副将は、主将を補佐し、主将事故ある時はその代表者となる。

会計は、主将及び幹部会の指示によって、会務を処理する。

第八条 役員は、前幹部が新幹部の中より指示し、前会員の過半数により承認し、主将が任命する。

第九条 役員任期は一年とし、再任を妨げない。

第十条 幹部は、この会に所属して二年の期間を過ぎたものとする。但し、主将の推薦により、幹部会で過半数の賛成を得た時は例外とする。

第七章 顧問及び相談役

第十一条 この会に顧問及び相談役をおく。

第十二条 顧問及び相談役は、鳥取大学教官とし、主要な会務に関し主将の諮問に応じ、その他の意見を開陳することができる。

第八章 会議

第十三条 この会の会議は次の通りとする。

- 一 幹部会
- 二 部会

第十四条 幹部会は役員並びに幹部をもって構成し、毎年一月に開催する。但し、主将が必要と認めた場合又は幹部過半数からの要求があった時は、臨時に開催する。

第十五条 幹部会・部会は会員の過半数を以って成立し、その決議は出席人員過半数を以って決定する。

第十六条 部会は、主将がこれを招集し幹部会で審議した事を決議する。

第九章 会計

第十七条 この会の会計年度は、毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第十八条 この会の会費並びに寄付金を以って当てる。但し前項の各金額は幹部会において決定された額とする。その他においては、幹部会において決定する。

第十九条 会計は、主将の指示により会計業務を処理し、毎年幹部会において収支の決算を報告し、部会で承認を求める。

第十章 会員の資格喪失及び休部

第二十条 この会の会員が、次の一に該当する時は、会員の資格を失う。

- 一 退会届を出した時
- 二 半年以上会費を納めない時
- 三 一ヶ月以上無断欠席した時
- 四 幹部会で罷免を決議した時

第二十一条 幹部会で認められた場合、三ヶ月以内の休部を許可する。但し、理由によってはその限りではない。

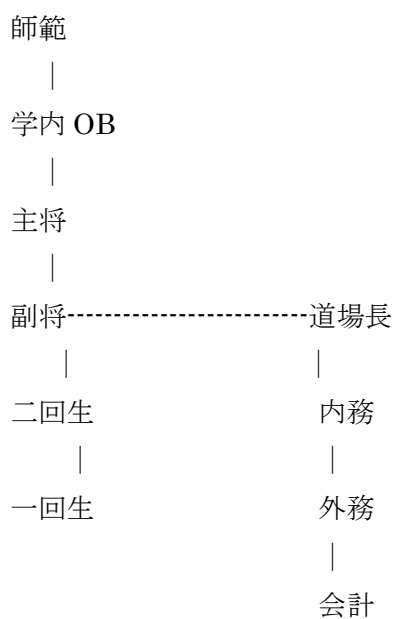
第二十二条 退部届を出す時は、主将に許可を得る事。

第二十三条 この会規約に定めるものの他、必要な事項は、主将がこれを定める事ができる。

附則

この規約は、1998年四月から施行する。また、内務の下に、この鳥取大学合気道規約の管理並びに保管をおく事を定める。

合気道部機構図



主将・・・部の統制

副将・・・主将の補佐・主将の受けをとる

道場長・・・道場の責任者・柔軟鍛錬及びランニング責任者

内務・・・学内行事の為の学務課との連絡

顧問との連絡・コンパ幹事

外務・・・OB・他大学との連絡責任者

学外との交渉

会計・・・部費・部の財務責任者